

## ホップズ研究の頃

安藤, 高行  
九州国際大学大学院法学研究科

<https://doi.org/10.15017/3901>

---

出版情報 : 法政研究. 71 (2), pp.163-193, 2004-10-12. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



## ホッブズ研究の頃

安 藤 高 行

私は二〇〇四年一月二七日、二〇〇三年度後期に担当していた「比較憲法」の講義の締め括りを兼ねて、九州大学を退職するに当たってのささやかな最終講義を行った。

ただ、当日は時間の制約があり、予定していた、あるいはふれたいと思っていた話のかなりをカットせざるを得なかった。本稿は、その時のメモをもとに、割愛した部分も含めて、この最終講義をまとめたものである。

内容は要するに、私のイギリス憲法思想史研究の過程を振り返り、とくに、ホッブズについての現在もなお継続している問題関心をのべたものである。イギリス憲法思想史やホッブズに対する私のような関心のもち方は、憲法学界や思想史学界ではポピュラーではないので、本稿にいかほどの意義があるか、心もとない気がしないでもないが、私のこれまでの研究生生活や問題関心の一応のまとめとして、発表する次第である。

なお右にのべたような本稿の成り立ちからして、文体が講義調と論文調をミックスしたものになっていることを、予め断っておきたい。

## 一 ホツブズ研究にいたるまで

私は、一九六一年四月に九州大学法学部に入学した。六〇年安保といわれる、戦後日本政治史の大きな節目の年の翌年であり、その余韻は学内外のいたるところに残っていたが、ごく平凡な学生生活を送り、一九六五年三月に卒業した。そして、そのまま九州大学大学院法学研究科に進学したが、学生諸君が大学院のことを単に「院」といい、大学院入試のことを「院試」というほど、大学院進学がごくふつうのこととなっている現在と違い、当時は大学院進学者の数はきわめて少なく、同級生は全専攻を合せても僅か五名であった。

専攻は公法学を選択し、当初研究テーマとしては漠然とながら、一応天皇制を考えていた。ただ、それは細かな天皇条項の解釈論よりも、わが国の戦後政治史における天皇制の役割や、変遷に対する興味によるものであったように記憶している。

また、こうしたテーマとの関連で、研究対象国としてはイギリスを選ぶことになった。周知のように、わが国の法学界では、究極的には日本法を研究するにせよ、併せて外国（とくに欧米）のいずれかを選んで比較研究するのが、一般的なやり方である。こういうわが国の学界の傾向については、比較法過剰との批判もないではないが、自分にとっては、それはその後の何度かの渡英やその度毎の新鮮な経験にもつながっており、それなりに評価すべき意義をもっているように思われる。

もつとも、わが国の公法学界では、こうした研究対象国として選ばれるのはいうまでもなく、当時も現在も圧倒的にドイツであり、九大でも恩師の手島孝先生をはじめとして、すぐれたドイツ公法に関する研究がなされている。したがって、私のイギリスという選択はかなり異例なのであるが（英米法に限っても、むしろアメリカを選択するひとの方が多いであろう）、それは一つには、右にのべたように研究テーマとして天皇制を考えており、それと比較研究できる

君主制をもつ国としては、当然イギリスが真先に思い浮かんだためであり、もう一つは、これも前述したように、私は理論的、解釈論的研究よりも、少し長いスパンでものをみる歴史的研究を念頭に置き、またそれが自分に向いていると考えており、その点でも、イギリスが恰好の対象国とみえたためである。

ただ現在になって振り返ってみると、そうした理屈っぽい説明よりも、むしろ、研究者を志望する者がどの国を対象国として選ぶかは、そのひともっている体質めいたものによって決まる部分が大いということではないかとも考える。すなわち、私にとっては何よりもイギリスが最も体質に合う国であった、ということのように思われるのである。ともあれ、こうしてその後の私にとっては、外国とは研究対象の面においてはもちろんのこと、実際に旅するという点でも、ほとんどもっぱらイギリスを意味することとなった。

院生として最初に読み始めたのは、こういう次第で、メイトランドをはじめとするイギリス憲法史の古典といわれる何冊かの本である。九大法学部には私の知る限り、それまで、とくにイギリス憲法を専門にした先生は居られなかったはずであるが、基本的なイギリス憲法に関する文献はほぼ揃っていた。恐らく、自分の専門には直接関係なくとも、後に続く者のためにと、学部創設以来の先生方が幅広い文献の収集を心掛けられたのであろう。このときにはしみじみと、先人の研究・教育に対する良心を感じたものである。私にはとても真似のできないことである。

当然のこととして、これらの憲法史の古典のうちの、王権に関わる部分を重点的に読んでみたわけであるが、中世から一九ないし二〇世紀までを扱った叙述のうち、どの本でもとりわけ一七世紀に多くの頁が割かれていることに、直ぐに気がついた。とくに議会権限との具体的対立、という歴史や経験をもたないわが国の天皇制と異なり、イギリス君主制の歴史は実際には、それ自体の歴史ではなく、議会との対立、抗争の歴史であり、「憲法闘争」(Constitutional Conflicts)の時代といわれる一七世紀にこの対立、抗争が最も激しかったのであるから、これは当然のことなのである。

こうして、私は次第に一七世紀、とくに、その中葉のピューリタン革命期の王権対議会権限の対立・抗争に興味をもち

始めた。率直にいうと、この頃には天皇制との対比というスタート時の問題意識はほとんどなくなっており、王権対議會権限の対立・抗争そのものをフォローすることに没頭したのである。

当時は研究手段が今日と異なり、きわめて貧しく、コピー技術すら未だ開発されていなかった。したがって、重要な頁や章句に出会うと、原文を書き写したり、その部分を翻訳してノートに書留めたりした。皆そうやって研究を行っていたのであるから、そのことは格別苦にはならなかったが、現在から振り返ってみると、何だか『蘭学事始』の時代を生きてきたような気がしないでもない。

しかし、そのうち私は、こうして国王と議会の対立・抗争の過程を辿り、王権の縮減と議會権限の伸張といった、機制的、制度論的側面を考察するといった作業よりも、むしろ、当時のひとびとが国王、議會、国民、等の地位や性格についてどのように論じ、主張したかに関心をもつようになった。それは、一般的な言葉でいえば、憲法思想史に対する興味ということになるが、とくに構えてそうした分野を意識し、また、そうした方向に向ったわけではなく、自然にそのようになったというのが実情である。恐らく、二、三年続けているうちに、機構論ないし制度論的な研究がいささか無味乾燥的なものに思えて、物足りなくなり、また飽きがきたということであろうが、それまで自分は、むしろ制度論型の人間だと思いついていたので、こうした変りようは自分でも意外であった。

ともあれ、こうして、先ずは全体の見取図を概観するために、一七世紀イギリス憲法思想史に関する著書を何冊か読んでみた。先にのべたように、国王と議会の激しい対立があった時期であるから、両陣営の論議も激しく、それらを扱ったすぐれた憲法思想史のモノグラフィも、少なくないのである。そのなかで私が読んだのは、例えばモッセの『イギリス憲法史における主権をめぐる抗争』や、ガフの『イギリス憲法史における基本法』<sup>2</sup>等であるが、それらを読むとイギリスには中世来の伝統憲法思想が先ずあり、それが一七世紀には限界に達して、新しい憲法論の創造のための闘いが行われた、ということのようであった。ほとんど独学の我流の勉強であったから、当初は、その程度のことしか

分からなかったのである。

次いで、こうした見取図を頭に入れて、最初に伝統憲法思想について少し勉強しようと思い、その代表的論者として憲法思想史のモノグラフィイではもちろんのこと、一般的な法制史の著書でも、必ず名前が出てくるブラクトン (Henry de Bracton, ?~1268)、『フォーテスキュー (Sir John Fortescue, 1394?~1476?)』およびスミス (Sir Thomas Smith, 1513~1577) の本を集めて読み始めた。ブラクトンの『イギリスの法と慣行』、フォーテスキューの『イギリス法礼賛』と『イギリスの統治』、およびスミスの『イギリス国家論』がそれである。<sup>(3)</sup>

いずれも私には全く未知の文献であり、また中世や近代初期という、なじみのない時代の憲法論であったから、どれほど理解できたか定かではないが、こうした文献を読み解くのに最も参考になったのは、マックルウエインの『立憲主義—過去と近代』であった。<sup>(4)</sup>

彼は伝統的なイギリス憲法思想を、国王が全権をもつ「統治」の領域と、国王も法に拘束される「司法」(私権)の領域の二分法よりなるものとして捉え、その調和・均衡の崩壊と、「統治」の領域での国王の制約の実現の過程として、一七世紀イギリス憲法思想史を説明しているのであるが、このような理解は、私が一七世紀憲法思想史を研究するに際しての基本的な立場ともなっている。

なお、付け加えておくと、エリザベス期に書かれたスミスの『イギリス国家論』の理解の一助にと思って読んだニールの、『エリザベス時代の庶民院』や、『エリザベス一世とその議会』も強く印象に残っている。<sup>(5)</sup> 彼は、これらの著書で、エリザベス下の庶民院においてオックスフォード・ケンブリッジの在学経験者や、イギリスの法曹養成機関である法学院の出身者が増え、また議席数が議席欲求者 (seat-hunter) の要望に応じて増大していくプロセス等を、きわめて実証的にのべ、こうして、エリザベス下の庶民院や議会の地位が高まっていく様子を、ヴィヴィッドに説明しているのであるが、そのまことに丹念で説得的な研究に感嘆したことを、よく覚えている。機構論や制度論の研究を軽視してはいけ

ないことを教えられたわけである。

こうした準備を整えてから、ようやく、一七世紀イギリスの憲法思想史の研究に実際に取掛ったのであるが、そのことに関して当時の私にとって最も参考になったのは、浜林正夫教授と水田洋先生の論文、ならびにジャッドソンの著書であった。

すなわち、一九七〇年『岩波講座世界歴史16』に発表された浜林教授の「政治思想の発展」という論文は、ホッブズやロックと並んでベーコンを論じていたが、それは、ベーコン全集に基づいて書かれたものであった。実はその頃、私もいくらかベーコンに興味をもち始めており（エリザベス下の一五九三年議会と一六〇一年議会において、彼が、憲法思想史的にみて重要な発言を行っていることは、当時の憲法思想史、憲法史、議会史を論じた文献なら、必ず出てくる）、彼から、一七世紀イギリス憲法思想史の本格的な研究を始めようと思っていたのであるが、ブラクトン、フォータスキュー、スミスのように、まとまった憲法関係の著作がないベーコンをどのように扱うべきか、苦慮していたのである。

それで私は仕方なく、若干のベーコン研究書に拠って研究しようとしていたのであるが、浜林教授は、全集のなかのいくつかの短い法律関係の論文から、ベーコンの憲法思想を鮮かに描き出しておられた。自分の怠慢を叱責される思いがしたことと併せて、あくまでも原史（資）料によって研究を進めるべきことを教えられたという点でも、二九歳であった私には忘れられない論文である。

ジャッドソンの『憲法の危機』という著作は、一七世紀の憲法状況について発言した有名、無名の思想家をまことに広汎に取上げ、伝統的な均衡憲法論が崩壊し、主権論が抬頭してくる状況を見事に活写しており、前述のマックルウェインの著作とともに、現在もなお、それを読んだ時の興奮が脳裡に残っている書物であるが、さらにパーカー（Henry Parker, 1604～1652）やハントン（Philip Hutton, 1604～1682）といった、わが国のイギリス一七世紀思想史の研究者

の間でも比較的よく知られている思想家のほかに、なお、ハール (Charles Herle, 1598~1659)、フアーン (Henry Ferne, 1602~1662)、デイグズ (Dudley Digges, 1613~1643) 等の一般には無名ではあるが、その実重要な思想家が存在することを教えてくれた点でも、私には実に有難かった。

そして、水田先生が自ら編者となられた『増補イギリス革命』の末尾に書かれた、「総括にかえて―書誌的概観」は、これらのひとびとの著作(まとまった本になっていないものは少く―一編が比較的短いという事情もある―、パンフレットの的な形で発表されている場合が多い)を集めた史料集として、どのようなものがあるかをきわめて詳細に紹介しており、トマソン・コレクション (Thomason Collection) の存在すらよく知らなかった、当時の私には恰好の道案内であった。

なお、水田先生は別の論文で、これらの文献の複写やマイクロフィルムのイギリスへの注文の仕方、あるいは郵便局でクーポンを作ってもらう代金支払方法等を紹介されたことがある。これも私には貴重な示唆だったが、つまりはわが国の学界全体が未だそういう段階だったのであり、あながち私一人が史料の存在や、その入手方法にとくに疎かったわけではないのである。インターネットで文献に当り、また簡単に注文することができ、代金の決済もカード番号の通知で済ませることが可能な(あるいはもっと簡単な方法があるのかもしれない) 現在とは、全く違う時代だったと改めて思う。

さらに付け加えていうと、大英図書館は、複写やマイクロフィルムを注文すると、その注作品を先ず送って呉れ、そのなかに請求書を入れるというやり方をしてきた。すなわち、海外からの注文について後払い方式をとっていたわけで、何という鷹揚な国かと感嘆するとともに、他人事ながら若干の心配をしたものである(もつとも、流石にその後は前払い方式になった)。

講 演  
話が横道にそれたが、こうした先達に導かれて私は、ベーコン、ジェームズ一世(ベーコンが仕えた国王であるが、

何編かの政治的著作を遺している)、クック、ハントン、パーカー等の研究をぼつぼつと進めた。そして、次の予定であった独立派と平等派の研究にも何とか目途をつけ、ピューリタン革命期の憲法思想史のごく概略の研究を、とりあえず終えようとしていた。時代でいうと、一応一六四九年までをカバーしたことになる。

だがそれは、あくまでも一応終了しかかっていたというだけのことであつて、到底完了したといえる代物ではないことは自分でもよく分かつていたし、また、先に挙げたハール、ファーン、ディグズ等の無名ではあるが、重要な思想家の研究も残っていた。

しかしながら、私がどうしても終了という気になれなかつた最大の原因は、ホッブズに全く手をつけていないことであつた。後にみるように、彼は、ピューリタン革命については全く否定的な評価しか下していないのであるが、実は、その全著作は、ピューリタン革命の産物であるといつても過言ではなく、ピューリタン革命期の憲法思想の研究には、避けて通れない思想家なのである。ただ、それは読んでみて分かつたことで、最初は私は彼がそこまで時代の憲法思想と密接に関わっているとは思わず、いささか漠然と、ピューリタン革命期の憲法思想を研究するのに、この時期の大思想家にふれないわけにはいかないだろうとの理由で、その研究の必要性を意識していたのであるが、実際には、なかなか取掛る気になれずに未読のまま過し、そのことが心に引つ掛つていたのである。

何故ホッブズに進むのをためらつたかという点、一つには、ホッブズを扱えば当然それで終らずに、次いでロックを扱わねばならないだろうと考え、そうすると今後一〇年程度は相変わらず、専らイギリス憲法思想史の研究に取組まねばならないことになるのではないかと計算したためである。当時私は三七歳であつたから、そうなると、五〇歳近くまで同じことをやり続けることになるわけで、そのことに何ら外的な障害があるわけではなかつたが、一応憲法学専攻者を名乗り、大学でも憲法を講義している以上、通常の憲法学研究者が行うような学説、判例等の研究にもいづれ取掛らねばならないだろうとの思いが自分のなかにあつたため、残された時間の余裕について懸念をもつたのである。

しかし、いざとなれば、生涯の全研究時間をイギリス憲法思想史の研究に費やしてもよいと考えていたので、そことはさしたる困難ではなかった。ちゅうちよした最大の理由は、思想史についてはほとんどアマチュアともいべき自分に、本当にホッブズを読み、理解する能力があるだろうかという不安であった。それまでの、ベーコンから平等派にいたる研究も私には容易ではなかったが、彼等を、前述した伝統的な均衡憲法論とその組換えの歴史として一七世紀の憲法思想史をみるという基本的立場に引付けて読むことによつて、何とか乗切つた。

この手はしかし、ホッブズには通用するとは思えなかった。それほどホッブズは当時の私には別格の、大きく高い山、厚く硬い壁にみえたのである。

こうして、一九七九年当時の私は、この辺りで不充分でも一応一連の研究を終える形にした方が賢明ではないか、との思いが一方であるとともに、他方ではまた、折角ここまで来て中途半端なまま終るのも不本意だとの気持ちもあるという、踏ん切りのつかない状態のまま、どうしたものかと少し悩んでいた。

その一九七九年の三月、何の前ぶれもなく、突然自宅に、「名古屋大学の水田です」と電話があった。私どもの年代の社会科学専攻者や、とりわけ私のように一七世紀イギリス思想史に関心をもつ者だったら、「名古屋大学」を抜きにしても直ぐに分かる、名著『近代人の形成』の著者として、また『リヴァイアサン』の翻訳者として、わが国の戦後のイギリス思想史研究をリードされてきた水田洋先生である。

私は先生とは直接の面識はなく、ただ先にもふれたようにその著作に学び、また先に挙げたベーコン以来の研究論文を、一方的にお送りしていたというだけの縁であったが、それだけのつながりしかない私に、先生が態々自ら電話を下さつたのである。何事ならん、と緊張していると、先生は今年一九七九年はホッブズ没後三〇〇年に当るので、社会思想史学会で記念のシンポジウムを一〇月に開催することにしたが、そのことに関して、あなたに二つのお願いがあつて電話をしたといわれた。

一つは、社会思想史学会に入会してもらいたいとのことで、元々入会したいと思いつつ、その手続方法が分からず、未加入のままだったので、これは幸い、とそれについては直ちに応諾した。先生はきわめて論理的に、その上で、と第二の話を続けられた。そのシンポジウムで、ホッブズの政治思想について報告して欲しいといわれるのである。何でもホッブズについて宗教思想、哲学、政治思想の三つの角度から報告してもらおうべく、心当りと交渉中とのことで、宗教思想は前述の浜林教授、哲学は金沢大学の加藤喜代志氏が候補者で、今日こうして政治思想について、あなたに依頼しているのであると、さらに付け加えられた。

急な思いがけない話であり、ひどく驚いたが、率直にいうと非常に嬉しかった。専攻の公法学の世界では、一七世紀イギリス憲法思想史研究などというのはきわめてマイナーな評価しかされていなかった。かといって、思想史学界でも私はこれまたアウトサイダー程度の扱いしかうけていなかった（と思っていた）。

したがって、ほとんど注目されることはなかったし、それまで論文についてまともな評価をうけたことも全くといってよいほどなかった。格別それが不満だとも、淋しいとも思わずに、自分の好むがままに研究を進めてきたのであるが、水田先生の電話を聞いて、誰も注目はして呉れないとあきらめていたのに、みていて呉れたひとと居たんだなと感動した。恐らく水田先生には地方で細々とやっている人間を引立て、励ましてやろうという気持もおありだったのであろう。随分と勇気づけられた、その恩を生涯忘れられない電話である。

ただ、水田先生の話を聞きながら、内心ではまことに有難いことではあるが、やはり断ろうと思った。前述のように、それまでホッブズについての研究歴はほぼゼロであり、しかも社会思想史学会というからは当然練達の思想史の専門家揃いのはずで、にわか勉強で切り抜けられるとは到底思えなかったのである。しばらく考えさせて下さい、といって電話を切ったが、それは態々そういう格別の好意を寄せて下さった（先生は私の自宅の電話番号もご存知なかったはずであるから、当時私が勤めていた佐賀大学の経済学部か、電話局の案内係に確かめる労も払われたと思う）先生に、直

ちに断るのは失礼だろうという、ごく世俗的な配慮からであって、二、三日後には郵便で辞退の連絡をするつもりであった。そうした私の言葉に、返事を待ちますが、いわゆる前向きに考えるということでお願ひしますよ、といわれたときの水田先生の少し笑いを含んだ声が現在も耳に残っている。

そういう訳で、その後二、三日は失礼にならないように断るにはどのような文面にしたものかということばかり考えていた。ところが、ぐずぐずして日が経つうちに、自分の気持のなかに、これを好機として、思い切つてホッブズに取組むのも一つの選択肢ではないかという考えが浮び始めた。否応なしにホッブズを読まざるを得ない状況に自分を追込めば、現在のもやもやした状態も打開できるのではないかとも思った。他方ではしかし、無謀な冒険を試してみてもない結果に終る様も脳裡に浮び、そうになると、再びやはりやめた方がという気になった。一〇日間位思い迷つた挙句、次第に引受けようという気持の方が強くなり、水田先生に承諾の返事を書いた。気が高ぶつていたとみえて、ホッブズのみならず、ルソーも読んで、その比較研究的な報告もしますと書き、実際、白水社発行のルソー全集を直ちに買込んだが、ホッブズすら読んだこともないのに、そんな大それたことができる訳がなく、ルソー全集は以後も書架に眠つたままである。水田先生も頼んではみたものの、少し心配になられたのであろう、学会当日お会いして初対面のあいさつをしたら、開口一番、余り張切らなくてもいいですよ、といわれたのをよく覚えていいる。

## 二 ホッブズを読む

演 講  
依頼された報告のため読まねばならないホッブズの著書は、計五冊あった。『法学要綱』とか、『法学原理』とかいわれる一六四〇年の最初の著作 (The Elements of Law—ホッブズは一五八八年生れなので、このとき五二歳であり、随分晩成のひとだったことが分かる)、一六四二年の『市民論』 (De Cive—ホッブズ自身が著した英語版がある)、一六

五一年、六三歳のときの畢生の大作『リヴァイアサン』(Leviathan) 一六六一年の『哲学者とイギリスコモン・ロー学者との対話 (A Dialogue between a Philosopher and a Student of the Common Law of England—最近岩波文庫から翻訳が出た)、一六八八年、八〇歳のときの最後の著作『ビヒモス』(Behemoth—リヴァイアサンが、聖書に出てくる海の怪物で、秩序の象徴であるのに対し、ビヒモスは、同じく聖書に出てくる陸の怪物で、逆に無秩序の象徴であるが、この『ビヒモス』で論じられているのはピューリタン革命史である。つまり、ホッブズにとっては、ピューリタン革命は、混乱と愚行以外の何物でもない時代として捉えられているのである)、がそれである。

一九七九年の四月から七月までの四ヶ月間、私はひたすらこの五冊を読んだ。むろん、ウォレンダーのものをはじめとして、定評ある内外の研究書の何冊かも併せて読んだが、学会では基本的には、ホッブズの著書を自分がどう読んだかを中心のべようと思っていたので、これらのホッブズ自身の著作を読み解くことに、作業の重点を置いたのである。私のこれまでの生活で、このときほど切羽詰った気持で本を読んだことはない。

その結果、ほんのほんやりとではあるが、ホッブズのいつていることの意味やその背景が、自分なりに分かったような気がしてきた。高い山、厚い壁、とみえたものでも、必死になれば爪の一つ位は立てられるものだなとも思った。もちろん、そう思ったのは錯覚の可能性もある。というよりも、むしろ錯覚だったであろう。

通常、ホッブズ学者はどういう風にホッブズを読むかという点、定評ある水田先生の『近代人の形成—近代社会観成立史』とか、福田歓一教授の『近代政治原理成立史序説』とかのタイトルやサブタイトルが示唆するように、「近代」というパースペクティブにおいてである。

ところが、私の読み方は、イギリス一七世紀前・中期の憲法闘争がホッブズにどのような影響を与えているか、あるいは彼の理論は、当時の憲法(思想)状況に照らせばどう読めるか、という観点からなされていて(もともと、先にのべたように、必ずしも最初からこうした意識で読み始めたわけではなく、読んでいるうちに次第にこのような読み方を

するようになったという側面が強い)、通常のホッブズ学に比べると、きわめてミクロ的なものにとどまっている。

したがって、僅かながら理解できたような気がしたといっても、それが本当に学界に通用するものであったかどうかは疑問であるが、敢えてそう思って、いわば空元氣を出してでも、一〇月の学会に臨もうと思ったのである。

こうして、一通り読み了えて、八月から少しずつ報告原稿を作り始めたが、水田先生から注文された「ホッブズの政治思想」というテーマは広範すぎて、自分には手に余ったので、独断で「ホッブズの憲法論」として、憲法専攻者からみるとホッブズはどうみえるか、というスタンスで報告することにした。

むろん、憲法研究者の視点からといっても、さまざまなのが有り得るわけであるが、私が考えたのは、ホッブズの理論を統治機構論と人権論に分けてやや細かくみるという、きわめてありふれた視点である。

周知のように、彼は、ひとびとが共通の権力をもたず、ただ自らの力のみで生きる自然状態の描写から出発する。彼によれば、そこではひとびとは、自分の生命の維持のためにはあらゆることをなすことを―他人の身体や生命の侵害さえ―許される。こうして、ホッブズにおいては自然状態は必然的に、「万人の万人に対する闘争」であり（自然状態がこのようになる原因については、水田先生の、ホッブズの場合はロックと異なり、労働による生産はきわめて低い評価しか受けておらず、したがってホッブズにおいては、人間社会の生存手段―生活資料の量が固定されたものとして考えられているためである、との有名な説がある）、しかも人間の能力は基本的に平等とされているため、勝者による統一ということもなく、そのままでは闘争は果てしなく続くのである。

しかし、人間には他の動物と違って情念 (Passions) と理性 (Reason) があり、このような状態を脱して生命を維持するため、相互に信約を結んで国家という人格を設立し、そこに生命を守ってもらう代りに自然状態でもっていた権利―自然権を放棄・譲渡する、とするのである。

講演

この国家という人格の代表者が主権者であるが、こうした国民の生命の維持というその設立目的を達成するためには、

彼の権力は強力・絶対・不可分でなければならぬ——そうしないと再び自然状態に転落する——のである。

ホッブズの理論、すなわち私からすればその統治機構論と人権論は、このような把握を基点に展開されるのであるが、彼はきわめて慎重に（「臆病に」といつてもよいであろう）、主権者として誰がふさわしいかについては、徹底して明言を避けている。リヴァイアサンは一六四九年頃から書き始められたといわれているが、当時は未だ権力の帰趨がはっきりせず（チャールズ一世の処刑があり、クロムウェルを中心とした独立派——議会軍の幹部クラスがその中心メンバーである——が権力を掌握しつつあったが、その基盤は必ずしも堅固ではなく、またクロムウェル自身も独立派を完全に支配していたわけではない）、明言して、それと實際が異なった場合は（少くとも主観的には）、一身に危険が予想されたという事情が影響していると思われるが、ホッブズはやむを得ず主権者の態様に言及しなければならぬときは、常に、「二人の人あるいは合議体」とのみのべて、それ以上踏み込むことは徹頭徹尾避けているのである。

要するに、自分は、「現に権力をもっているひとびと」について語るつもりはないとし、一貫して国家の体制が王政、貴族政、民主政のいずれであるかは本質的な問題ではなく、本質的な問題は、絶対・不可分という主権の本質をひとびとがよく認識し、それに服従することとするのである。

こういう風に展開される理論は、統治機構論としてなかなかまとめるのが困難である。というのは、例えば、日本国憲法は、冒頭国民主権を謳い、それを受けてその国民が選挙する国会が国権の最高機関であるとし、その国会が内閣総理大臣を指名して行政権を誕生させ、またコントロールするものとしている。また、こうして選任された内閣総理大臣によって作られた内閣が、最高裁の裁判官を指名・任命し、この最高裁が下級裁判所の裁判官を選任して、司法権が形成されるものともしている。すなわち、誰が主権をもつかを宣言することが、具体的な統治の仕組みを決定する第一歩となっているのである。これがふつうのやり方であろう。

ところが、ホッブズは、主権者が自ら直接にすべての統治事項について知り、行い得るわけではないとして、国家に

は一般行政や司法を主権者から委任された主権の公的代行者や、主権者に国民の状態や窮状を知らせ、あるいは立法その他の目的のために主権者に助言したりする、主権者に忠告するための政治体が存在することをのべているが、前述のように、肝心の主権者の具体的イメージが曖昧なままにされているため、こうした公的代行者や政治体がどのようにして選任され、またいかなる姿をとり、主権者とのような関係になるのか、甚だ不明瞭である（例えば、主権者に国民の状況を知らせ、立法その他の目的のために助言・忠告する政治体というが、議會を主権者とした場合は、このような役割を議會に対して果たす政治体なるものは、容易にはイメージしにくいであろう）。

要するに、主権者の指定を避けているため、ホッブズがどのような統治機構を具体的に想定しているのか、窺い知るのが難しいのである。

ただ、彼は公益と私益の一致性、適切な助言を受けることの容易さ、決断の安定性、羨望や利益に惑わされない冷静な判断の可能性、等の点で王政が他の政体に勝っていると指摘している。こういう、にわかには首肯できない王政の優位性の記述をみると、ホッブズは理論的にはともかく、情情的には、王政に与する側面が強かったのではないかと推測される。絶対・不可分の主権は、王政と最もスムーズにセットされ得るから、このことは自然でもあろう。

さらに、私はホッブズのこうした親王政的心情の吐露は、不用意になされたというよりも、むしろ、国王派にも保険をかけておくという計算づくでなされているのではないかとも考えているが、それはともかく、王政、貴族政、民主政のいずれであるかは本質的な問題ではないとの言を無視して、こうした彼の心情に従い、王政という観点から彼の理論を改めて眺めてみると、その統治機構のイメージは一転して明確になる。

すなわち、ホッブズにおいては、統治機構としては、基本的には、国王が居り、彼によって召集され、立法に参与するとともに、彼に国民生活の実情を伝える議會があり、また、国王の名において司法権を行使する裁判所があるという、伝統的なイギリスの統治機構が、実際は、考えられていると想定されるのである。つまり、主権者に国民の窮状を知ら

せ、あるいは立法その他の目的のために主権者に助言したりする、主権者に忠告するための政治体とは、伝統的なイギリス議會を一般化したものであり、同様に伝統的な裁判所や官吏機構を公的代行者として一般化しているものと捉えれば、彼の統治機構論は、基本的には、従来のイギリス憲法をなぞったものと理解されるのである。

もつとも、よくみると伝統的なイギリス憲法論のものではない。ホッブズにおいては主権は不可分であるから、立法権は当然主権者が独占するのであり、伝統的にイギリス議會が分有してきた立法権は、否定されることになる（実際、伝統的なイギリス憲法論は主権分割論であるとして、激しく非難されている）。政治体の役割はあくまでも助言にとどまるべきであつて、主権者を拘束するものであつてはならないのである。

したがつて、正確にいうと、ホッブズの王政としての統治機構論は、伝統的なイギリス憲法論を、議会の権力を削減して国王が権力を独占する方向に修正したもので、ということになるが、繰り返していえば、基本的には新奇なものではなく、伝統的なイギリス憲法論のアナロジーで語られているといえよう。

ということは、その統治機構論については、主権論を別にすれば、学会でとくに強調して報告すべき革新的なものはないということになる。少なくとも、当時の私にはそうみえた。そこで、私はむしろ人権論に重点を置いて報告しようと考えた。

### 三 ホッブズの人権論——二五年前の理解と現在の理解

#### (一) 二五年前

ホッブズの人権論の基礎はいうまでもなく、自然権論であるが、リヴァイアサンではそれは、「各人が、彼自身の自

然すなわち彼自身の生命を維持するために、彼の欲するままに自己の力を用いるという、各人のもつ自由」と定義されている。<sup>(8)</sup>これをそのまま読めば、自然権とは、自然状態において人間が自己の欲するままに行動することのできる権利の謂であり、先にのべたように、人間は国家設立に際してこのような自然権を放棄・譲渡するものとされるのであるから、ホッブズにおいては、国家設立後は人間の権利・自由は全面的に国家に包摂されてしまうことになる。

すなわち、ホッブズにおいては一見すると、人間は自らの手に留保し、前国家的権利として国家に対峙させることのできる権利・自由はもたず、その権利・自由の範囲は、国家すなわち主権者によって決定されるようにみえるのである。実際、ホッブズは、国民の自由とは、「かれらの行為を規制するさいに主権者が黙過したことがら」であり、「主権者が、なんらの規則をも規定しなかつたばあいには、臣民は、自分の思う通りに、行ったり行わなかつたりする自由をもっている。それ故、こういう自由は、主権者がもつとも都合だと思ふように、あるところでは多く、あるところでは少なく、あるときには多く、あるときには少ない」といつている。<sup>(9)</sup>

このことだけに着目すれば、ホッブズにおける人間の権利・自由は、「法律の範囲内に於て」、あるいは、「法律に定めたる場合を除く外」、認められるとされた明治憲法的なそれであるということになり、人権論の面でも、ホッブズには何ら目新しいものはないということになりかねない。

しかし、彼はまた右のようい一方で、立法者は、国民の福祉のため必要である以上に法を作るべきではないとい、<sup>(10)</sup>「法…の効用は、人民にたいして、あらゆる意志的行為をしないよう拘束することではなくて、かれらが、自分たちの衝動的な欲求や性急さや無分別によつて、みずからも傷つけないような運動の範囲に導き保持することにある。それは、ちょうど、垣根が旅人をとめるためではなく、道を歩き続けさせるために設けられるのと同じことである」といつて、<sup>(10)</sup>国家秩序の形成・維持に直接関わらない領域では、広く国民の自由な行動が認められるべきであるとし、その例として、売買、契約、住所、職業選択、子供の教育、等の自由を挙げている。それらはいわば、「自然権のうちで法

によって容認され、残された部分」であるが、<sup>(11)</sup> ウォレンダーはこれらの自由について、「無害の自由」という、<sup>(12)</sup> 実に巧みな表現を用いている。

さらに、ホッブズは、このように放棄・譲渡された権利のかなりが実際には国民の手に復活する可能性に言及するだけではなく、加えて、いかなるひとも、「主権の設立にさいして、自分自身の身体を維持する権利を譲渡するとは考えられない」とし、このような自己保存権の国家設立後の態様を、その放棄を「主権者に命じられて、「それを」拒否しても不正ではないことがら」、すなわち「真の自由」といつている。<sup>(13)</sup>

したがって、こうしてみると、実は、ホッブズの自然権には、国家の設立に際して主権者に譲渡され、法による規制を免れれば再び国民の手に戻るものと、国家設立に際しても譲渡されず、国民の手に留保され続けるもの、の二種類があるようにみえる。ホッブズ自身、「平和を求めるすべての人にとつて、自然権のうちのあるものを放棄すること、すなわち、自分らの欲するあらゆることを行う自由をもたないことが必要であるように、また人間の生存にとつては、自分自身の身体を支配する権利、空気、水、運動、ある場所から他の場所へ行くみち、および、それがなければ、生存できないか、あるいは満足に生存しえないようなすべてのものを、享受する権利、といった若干の権利を留保しておくことも必要なのである」、とのべている。<sup>(14)</sup>

仮に、このように国家設立に際して一旦放棄・譲渡され、法の規制を免れれば国民の手に戻る自然権を第二自然権、国家設立に際しても国民の手に留保され続けるそれを第一自然権とよぶとすれば、いうまでもなく、第一自然権が、憲法学の基本的人権論につながってくる。そこには未だ自由や財産までも含む展開はみられないが、生命権について、それを、ひとが生来もち、国家設立後も留保されて、主権者に抗して主張され得る権利とする、近代的な人権観念がみられるのである。

そこで私は、こうした第一自然権の発想がみられるところがホッブズの人権論の特色であり、また憲法学の観点から

みて評価されることである旨のまとめをし、学会でもそのように報告した。先にのべたように、それが明治憲法の発想と異なる点であることも指摘したが、司会をしておられた水田先生が私の報告について、報告者は「欽定憲法」との対比において語られたが…、とまとめられたので、先生の年代の方は（水田先生は一九一九年—大正八年—の生れである）、明治憲法についてそういういい方をするのかと興味深く思ったことをよく記憶している。

このような、第一自然権と第二自然権というホッブズの自然権論の理解については、学会ではとくに意見は出なかったが、しかし、実をいうと、当の私自身がこのようにまとめたものの、それについて完全に納得し、確信していたわけではなかった。

一つは、やはり学会までの時間が余りなく、十分にホッブズを読み、またその研究書に当たったという自信がなかったせいである。加えて、もう一つ心に引掛つていたのは、先に挙げたりヴァイアサンにおける自然権の定義である。「各人が、彼自身の自然すなわち彼自身の生命を維持するために、彼の欲するままに自己の力を用いるという、各人のもつ自由」という自然権の定義は、専ら、私の言葉でいう第二自然権を指しているようにみえるのである。いい換えると、この定義のなかには第一自然権が直接には謳われておらず、ここに第一自然権をみるためには、前半の目的をのべた部分を、権利をも示すものとして読むことが必要になるのである。実際、私は、やむを得ないのでそのように読んだのであるが、それはやはりいささか強引すぎるような気がして、自分自身必ずしも釈然とはしなかった。

したがって、いつの日か改めてホッブズをじっくりと読んで、その自然権論について再考したい、あるいは再考せねばならないと考えていたが、その機会はなかなか来なかった。私がある後、情報公開、地方オンブズマン、国会議員の免責特権、ポストノーティス、等の新しいテーマに手をつけ、さらには、勤務大学を変わり、それまでとは異なる講義を始める等、従来と比べると、いくらか多忙になったのがその主たる理由である。

講演

しかし、また、気持のなかのどこかには、再考して、第一自然権と第二自然権という区別が必ずしも正確ではなかつ

たということになれば、自分のイギリス憲法思想史の研究の重要な部分を否定せねばならないことになるという、懸念めいたものもあった。私は、一九八三年にそれまでに書いた論文をまとめた、『近代イギリス憲法思想史研究』を著したが、そこにはホッブズについての学会報告も収め、また、一九九三年に著した『十七世紀イギリス憲法思想史』は、その「ホッブズの周辺」というサブタイトルが示すように、ホッブズが中心になっており、自分のホッブズ像を否定することは、自分にとって最も愛着のある、この最初と二番目の著書を否定することにもなりかねないのである。

とはいうものの、そのような身勝手な理由が、いつまでも通用するはずもないことは当然よく承知していた。それで、五〇代の後半になり、残された九大での数年の生活の間にやるべき仕事の計画を立てたとき、ホッブズ再読をその一つに選んだ。

因みに、計画した仕事はあと二つあって、その一つは、基本的人権についてのいくらか研究書的性格をもった教科書を書くこと、もう一つは、平等派について改めてその著作を読むことであった。

九大に移り、司法試験等を受験する学生もかなり居る教室で講義をするようになってから、それまでの佐賀大学での講義の場合よりも、合憲性の審査基準等、細かい論点にまでふれるようになり、また判例もかなりの数取上げるようになったが、そうになると、自分のためにも、受講生のためにも、講義の筋と流れが分かる自作の教科書が必要だと思うようになったのである。幸いこの計画は不充分ながら、二〇〇二年二月、『基本的人権（総論・精神的自由権）』と題した小著を出版することによって一応成就した。

平等派についてはホッブズの場合と同じように、ずっと再読の必要性を感じていた。これまでのべたように、憲法思想史研究を私は、ひとやグループに即して行ってきたが、こうした研究では平等派に限らず、例えば、ベーコンやクックの場合でも、やはり、彼等の像をよく捉え得たかという不安は残るのである。ただ、ベーコンやクックの場合は、その人生は必ずしも常に順風満帆とはいえなかったにせよ、当時の超エリートであり、それぞれ栄達を遂げて報われた人

物であるから、仮に、私が捉え損なつたとしても何ほどのこともあるまいと思つて、その不安が後に尾を曳くことはそれほどない。

しかし、平等派の場合は、例えば、そのリーダーであるリルバーン、ウォールウィン、オーヴァトンですら、生年や没年、あるいは履歴が必ずしもはっきりせず、またケンブリッジやオックスフォード、あるいは法学院に学んだ他の思想家やグループのリーダーと異なり、若くして徒弟修業に出たひと達である。ましてや、彼らに率いられて活動した下級兵士や一般大衆（「軍隊平等派」とか、「市民平等派」とかいわれる）は、なおさら無名のひと達であり、多くの先駆者がそうであるように、歴史の舞台にほんの一時期登場しただけで、報われることなく、消えていったのである。したがつて、いい加減な扱いはできないぞという思いが強く、その分、彼等の思いや志を少しでも把握できたであろうかという不安も募り、また、それがいつまでも続いていたのである。

こうして、平等派の再読もかねてから念願としていたのであるが、この点については、二〇〇二年に出版された前記の三人のはじめての五巻本の著作集<sup>15</sup>を購入して準備は整えたものの（それまでは基本的には大英図書館に依頼して、マイクロフィルムでその欲しい著作を送ってもらうしかなかった）、未だ着手はしていない。今後の課題として残つたままである。

## (二) 現在

演 講  
ホップズの自然権論の再読については、二〇〇三年の五月頃から、講義の準備等の合間をぬって、少しずつ取掛り始めた。また、今回も併せて内外の文献を少し読み、ロックも往時と同様、自然権論の比較対照という観点から改めて読んでみた。

その結論を最初にのべておくと、やはりホッブズのいう自然権には、第一自然権と第二自然権の二つがあるという理解でよいのではないか、ということである。詳細は省略するが、長尾龍一、水田洋、福田歆一、といったわが国の定評あるホッブズ研究者もそれぞれ、生命権、自己防衛権、自己保存権、等の言葉で、私のいう第一自然権の発想がホッブズにみられること、さらには、それが自然権の放棄・譲渡と並ぶ、ホッブズ自然権論のきわめて重要な特色であることを強調しているのである。<sup>16</sup>

そして、何よりも私にとって心強い援軍は、ロックの『市民政府論』である。周知のように、ロックもホッブズ同様に、自然状態、自然権、社会契約というプロセスで理論を組み立てているが、やや具体的にみると、次のようにいつている。

すなわち、自然状態における人間は自由、平等であり、他人に支配されることなく自分自身を維持する権利を有し、その実現をはかることができる。この権利とは生命、自由、財産、であり、彼自身はそれらの総称として、「所有」—property—という言葉を使っているが、一般のロック論では自然権といわれている（因みに、ロック自身は自然権という言葉は使っていない）。

さらに、自然状態の人間は、これらの権利の実現をはかるために、自然法の範囲内で自由に判断し、行動することができる。また、自然法に違反して権利を侵害する者を処罰することができる。この二つの権利は、ロックにおいては「自然の権力」(natural power)といわれ、所有と称される自然権と区別される（ただし、「権力」といっても、規範の統制を受けないむき出しの実力ではなく、右にのべたように、自然法によって裏打ちされ、またその範囲内で行使される法的権利である）。いうまでもなく、これまでの私の用語によれば、所有が第一自然権、この自然の権力が第二自然権ということになる。

しかし、人間は墮落していて、他人の労働の成果を奪おうとすることがあるから、この自然の権力の行使は常に適切

になされずとは限らず、そのため自然状態は、しばしば戦争状態になりがちである（したがってホッブズの自然状態が必然的戦争状態であるのに対し、ロックのそれは可能的な戦争状態であるといわれる<sup>(17)</sup>）。そこで、人間は相互に同意して共同社会を形成し、そこに自然の権力を放棄・譲渡し、引き換えに自然権を守ってもらおうとする（なお、自然の権力は、共同社会が樹立する政府の立法権と執行権になるとされる）。

ロックは大意、このようにいつているのであるが、こうした理論をみると、実は、ホッブズがいたかったのも、このようなことではなかったかと推察される。ただ、ロックは明敏にも、不可譲の自然権と、それを守る、放棄・譲渡可能な権利を概念的に区別したために、その自然権論が明快であるのに対し、ホッブズは両者を区別しなかったために、その自然権論が分かりにくくなっており、その分読み手が第一自然権、第二自然権というような言葉を使って、解説せねばならないことになっているのではないかと思われるのである。

もつとも、リヴァイアサンにおける自然権の定義が、このような第一自然権、第二自然権という把握にうまくマッチしないことは前述したとおりであるが、そのことに立戻る前に、今回の再読で改めて確認した、ホッブズの自然権には第一自然権と第二自然権という、二種類のものがあるのではないかとの私の推論の根拠となる、いくつかの章句を先に掲げておこう。

先ず最初の著作である『法学要綱』の第一四章（人間が自然状態においていかなる状況にあるかを論じた章）で、ホッブズは次のようにいつている<sup>(18)</sup>。

…it is not against reason that a man doth all he can to preserve his own body and limbs, both from death and pain. And that which is not against reason, men call RIGHT, or jus, or blameless liberty of using our own natural power and ability. It is therefore a right of nature: that every man may preserve his own life and limbs, with all

演 the power he hath.

講

And because where a man hath right to the end, and the end cannot be attained without the means, that is, without such things as are necessary to the end, it is consequent that it is not against reason, and therefore right for a man, to use all means and do whatsoever action is necessary for the preservation of his body.

このことは、生命、身体の維持という目的に対する権利と、その目的達成のためにはあらゆる手段を用いることができるといふ、手段に対する権利、すなわち、これまで繰り返し述べてきた第一自然権と第二自然権が、自然状態の人間の権利として、ともに認められているようにみえる。

同様に、「市民社会なしの人間の状態について」と題された『市民論』第一章でも、彼はこのようにいっている。<sup>(19)</sup>

It is therefore neither absurd nor reprehensible, neither against the dictates of true reason, for a man to use all his endeavours to preserve and defend his body and the members thereof from death and sorrows. But that which is not contrary to right reason, that all men account to be done justly, and with right. Neither by the word *right* is anything else signified, than that liberty which every man hath to make use of his natural faculties according to right reason. Therefore the first foundation of natural right is this, that *every man as much as in him lies endeavour to protect his life and members.*

But because it is in vain for a man to have a right to the end, if the right to the necessary means be denied him, it follows, that since every man hath a right to preserve himself, he must also be allowed a right to use all the means, and do all the actions, without which he cannot preserve himself.

ここでも、自然状態における人間は、目的に対する権利と、目的を達成するための手段に対する権利、という二つの権利をもつことが明快に説かれているのである。そして、リヴァイアサンにも、この趣旨が窺われる章句がしばしばみられることは、すでにのべたとおりである。

ところが、これもすでにのべたように、リヴァイアサンで直接自然権の定義をのべている肝心の部分は、「著述家たちが一般に自然権と呼んでいる自然の権利とは、各人が、彼自身の自然すなわち彼自身の生命を維持するために、彼が欲するままに、自己の力を用いるという、各人のもつ自由である。したがって、かれの判断と理性において、そのためにもつとも適当な手段だと思われるあらゆることを行う自由である」というように、<sup>(20)</sup>きわめて簡略化されているのである。<sup>(21)</sup>その原文は、次のようになっている。

The RIGHT OF NATURE, which Writers commonly call *Jus Naturale*, is the Liberty each man hath, to use his own power, as he will himself, for the preservation of his own Nature; that is to say, of his own Life; and consequently, of doing any thing, which in his own Judgement, and Reason, hee shall conceive to be the aptest means thereunto.

要するに、『法学要綱』と『市民論』では二つに分けられていた章句が、一つに合体されるとともに、目的に対する権利の部分の表現が後退して、単に目的のみを示すものとなり、したがって、自然権とは専ら手段に対する権利を意味するかのようになり、描かれているのである。また、必然的に目的に対する権利から手段に対する権利が発生する、という趣旨の文言もそこにはない（リヴァイアサンではこの文言は、むしろ主権者の権利の根拠を示すものとして用いられている）。

しかし、確認できたのはやはりここまでで、リヴァイアサンの他の箇所でも、『法学要綱』や『市民論』でも、繰り返しのべたように、自然権には目的に対する権利と、手段に対する権利という二種類のものがあることを示唆しながら、何故、肝心のリヴァイアサンの自然権の定義の部分ではこのように、それと符合しない表現がなされているのか、という長年の疑問については、実のところ今回も未だ確たる解答を得ていない。

ただ、現段階では全くの仮説であるが、あるいは二つのことが答えとして考えられるかと思っている。

一つは、ダートマス大学教授で、『人間論』(De Homine—一六五八年刊)と『市民論』を翻訳、編纂し、合せて出版したガート (B. Gert) が、その序文でのべているところから導かれるものである。<sup>22)</sup>

ガートはそこで、リヴァイアサンは、イギリスの散文スタイルの文学の傑作であり、『市民論』はその点では劣っているが、哲学としてはむしろ『市民論』の方がリヴァイアサンに勝っているとし、その例として、両書における自然権と自然法の扱いの違いを挙げている。ただし、それは私が先に指摘した違いそのものではなく、『市民論』では、これらの概念の定義の理由がのべられているのに対し、リヴァイアサンでは、何の前置きもなく、唐突に概念の定義が展開され、そのため『市民論』の方がこれらの重要な概念について、リヴァイアサンよりも、はるかに明快な説明を与えているとの指摘であるが、リヴァイアサンが当然に、その前の『法学要綱』や『市民論』よりも精練度が高いという先入観を捨てるべきことを示唆している点で、私の疑問に対する貴重な解答のヒントを提供しているように思われる。

すなわち、ガートの説はこれをさらに敷衍すれば、自然権論については、むしろ『市民論』の方がより正確にホッブズ思想を表現していると解釈し、したがってまた、そこでの二つの自然権論こそがホッブズの真意であるという、私の疑問への解答を導出するものでもあるように思われるのである。

現在のところ私はこの説に傾いているのであるが、もう一つ、私なりに考えた仮説は、次のようなものである。

『法学要綱』、『市民論』、リヴァイアサンの三著は、一六四〇年、一六四二年、一六五一年というように、比較的短い

期間に相次いで出版されているため、私はこれまで、この三つの著書は基本的に同じ状況、すなわち国王（派）と議会（派）の対立、を背景に書かれたものと考えてきた。したがってまた、そこでは基本的には同じ思想が展開され、違いは専ら論述の濃淡、広狭にあるものと想定してきた。それがまた、私の理解するところでは、一般のホッブズ論でもあり、この三つの著書の異同をくわしく論じた文献は、私の知る限りでは、見当たらない。

ところが、自然権の定義においては、『法学要綱』・『市民論』とリヴァイアサンとの間には、単なる濃淡、広狭以上の本質的な違いがあるようにみえるため、繰り返しのべてきたような疑問を抱くにいたったわけであるが、『法学要綱』からリヴァイアサンまでの一一年間を、連続した同質の時間としてではなく、その間に大きな変化を含んだ時間として捉えると、疑問を解く鍵が得られるように思われるのである。

というのは、確かに一六四〇年頃から国王（派）と議会（派）の対立は深まり、混乱がみられるのであるが、それはあくまでも政治的混乱であったのに対し、一六四二年八月からは対立・混乱は武力衝突にいたり、しかもこの武力闘争は第一次内戦、第二次内戦と、一六四八年八月まで続いたのである。

リヴァイアサンは、そういう武力闘争を経た後に、しかも、未だそれが完全には終息していない一六四九年に書き始められたのであり、内戦前の、「紙の戦争」といわれる時期に書かれた『法学要綱』や『市民論』とは、背後に国家の自然状態的混乱の実体験があるか否かという点で、大きな差がみられるのである。そのことにもっと注意を払うべきではないかというのが、私の第二の解答案である。

すなわち、リヴァイアサン執筆時のホッブズは前二著の場合よりもさらに、混乱の抑制の願望が強かったと推測され、その結果、自然権の定義において、その維持という口実で混乱を誘発しかねない第一自然権を後退させ、放棄・譲渡され、国家に納められることによって混乱の誘因ではなくなる第二自然権を、前面に押し出そうとしたということではないかと考えられるのである。

この第二の解答案も、しかしながら、先にのべたように未だ仮説の域を出ていない。

そういう次第で、現在でも、かねてからの疑問を解消し切っていないのであるが、この問題については、今後も引き続き考えていきたいと思っている。

なお、私が以上にのべた、第一自然権と第二自然権の区別という問題は、一般のホッブズ学では余りふれられていないが、実は、そのことに関わるテーマは盛んに論じられている。その意味では、私の問題関心も一般のホッブズ学と決して無縁ではない。

それは、ホッブズの抵抗権論というテーマであるが、具体的にいうと、国家（主権者）が国民の生命・身体を侵害するおそれがある場合、国民がそれに抵抗することは認められるかという問題である。この問いに否とえば、人間は、自らの生命・身体の安全をはかるために国家を設立したという命題が成り立たないことになるが、しかし、反対に是とえば、生命・身体の安全を守るという口実で、国民の主権者に対する抵抗が頻発し、主権者権力の絶対性という、もう一つの命題が損なわれるおそれが生じることになる。

この二律背反についてホッブズがどのように考え、どのように対処したかというのは、確かに研究者の意欲をそそるまことに魅力的なテーマであり、盛んな関心をよんでいるのもうなずける。<sup>(23)</sup>ただ、私はそれをホッブズの抵抗権論として論じることについては、抵抗権という概念はひとによって多様であるため、余り生産的ではないのではないかと考えて、従来積極的には取り組んでこなかった。

しかしながらこれは、これまで私が使ってきた言葉でいえば、ひとは、第一自然権の維持という目的が損なわれても、なお、第二自然権の放棄・譲渡という信約に拘束されるのかという問題であり、抵抗権という用語は別にして、やはり検討を要するテーマであることは確かである。

それについての私の見解は、往時も現在も同じであり、ホッブズはこの問題に対する解答を、リヴァイアサン第二

章の「臣民の自由について」で示唆していると考えている。前述のように、ホッブズはここで国家設立後のひとびとの自由には、「無害の自由」と「真の自由」の二種類があるとしており、そのことがホッブズにおいては第一自然権と第二自然権という、二つの自然権が想定されているという、私の推論の根拠になっているのであるが、さらに彼は、「真の自由」について、次のような興味深い説明を与えている。

すなわち、ホッブズは、「真の自由」の内容を具体的に説明するなかで、「もしも主権者が、ある人にたいして、…かれ自身を殺したり、傷つけたたり、不具にしたりせよと命じ、あるいはかれに攻撃を加える人びとに抵抗するなと命じ、あるいは、食料・空気・葉その他の、それなしにはかれが生きていけないものの使用をやめよと命じても、その人は、服従しない自由をもっているのである」といつているのである。

私はここでいわれている「服従しない自由」(Liberty to disobey)こそが、ホッブズのいわゆる「抵抗権」ではないかと思っている。主権者への直接的な反撃を認めることは、主権者の絶対権力によって秩序の確立をはかり、平和を實現するというその構想に反するが、主権者の命じるままに死や傷害を甘受せねばならないというのも、ひとは、生命・身体の保全のために国家を設立したという立論に反する。

この二律背反をよく承知していたホッブズは、両者を、「服従しない自由」という際どいぎりぎりの一線で調整しようとしたのではなからうか。具体的にはそれは、自らの生命や身体を侵害する主権者の命令は無視することができ、さらにそれが強制される場合は逃亡することも合法的であることを認めつつ、それを超えて直接主権者に力で反抗することは認めない、ということであるが、確かに、このようにしてしか、二律背反は克服され得ないであろう。

これが私のいわゆるホッブズの抵抗権論であるが、この点でも、注(23)で挙げているような一般的なホッブズ学の抵抗権論とは、かなり異なっている。したがって、このテーマについても、今後なお検討を続けていきたいと思っている。

- (1) F.W.Maitland, The Constitutional History of England.
- (2) G.L.Mosse, The Struggle for Sovereignty in England, J.W.Gough, Fundamental Law in English Constitutional History.
- (3) Henry de Bracton, De Legibus et Consuetudinibus Angliae, Eng.trans. by S.Thorne. Sir J.Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, Eng.trans. by S.B.Chrimes (Classics of English Legal History in the Modern Era), do., Governance of England, ed. by C.Plummer. Sir T.Smith, De Republica Anglorum, ed.by L.Alston (Classics of English Legal History in the Modern Era).
- (4) C.H.McIlwain, Constitutionalism: Ancient and Modern.
- (5) J.E.Neale, The Elizabethan House of Commons, do., Elizabeth I and her Parliaments.
- (6) M.A.Judson, The Crisis of the Constitution.
- (7) 水田洋・近代人の形成二三五—二三七頁。
- (8) 水田洋・田中浩訳「ホッブズ・リヴァイアサン」(世界の大思想二三) 八七頁。
- (9) 同右一四二頁、一四七頁。
- (10) 同右二二八頁。
- (11) T.Hobbes, Man and Citizen (Thomas Hobbes's De Homine and De Cive), ed. with an Introduction by B.Gert.
- (12) H.Warrender, The Political Philosophy of Hobbes, p.263.
- (13) リヴァイアサン一九二頁、一四五頁。
- (14) 同右一〇四頁。
- (15) The Levellers: Overton, Walwyn and Lilburne, ed.by J.Otteson.
- (16) 長尾龍一「ホッブズ再考」(社会科学紀要一九九五)二四頁、二七頁、水田洋・前掲書二三九頁、福田敏一・近代政治原理成立史序説五九頁。
- (17) 松下圭一・市民政治理論の形成八三頁。
- (18) T.Hobbes, The Elements of Law, Natural and Politic, ed., with a Preface and Critical Notes by F.Tönnies, 2nd ed., with a new Introduction by M.M.Goldsmith, pp.71-72.
- (19) Hobbes, Man and Citizen, pp.115-116.
- (20) リヴァイアサン八七頁。
- (21) T.Hobbes, Leviathan, ed. by C.B.Macpherson, p.189.

- (22) Hobbes, *Man and Citizen*, p.3.
- (23) 手近なところでは、例えば、菅野喜八郎・抵抗権論とロック、ホッブズ、三吉敏博・初宿正典訳、P.C.マイヤー『タツシユ・ホッブズと抵抗権』。
- (24) リヴァイアサン一四五頁。